

国民年金

11月6日～12日は
「年金週間」です

現役時代から老後までの長期間には、予測不可能なことがいろいろあります。国民年金などの公的年金は、誰にとつてもやがて訪れる老後の生活保障の不確定要因を解消する第一の方法です。

- ・ 老後に自分がどれくらい生きるかは、あらかじめわからない
- ・ 長い老後生活の保障を、自分の子供や貯蓄に頼るだけでは万全とはいえない

このような老後を、社会全体で支える仕組みが、国民年金などの公的年金制度です。また、国民年金は老後だけではなく、病気やケガで障害が残って働けなくなったときの障害年金や、万が一亡くなられたときの遺族年金などがいる場合もありません。今と老後の「安心」は、国民年金に加入し、保険料を納付することから始まります。

年末調整や確定申告には、 社会保険料控除証明書を

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・町民税等の社会保険料控

除の対象となります。年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の添付等が必要です。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」は、社会保険庁から送付されますので、申告の際まで大切に保管してください。

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の発行

- 平成18年1月1日から10月2日までに納付された人：11月上旬送付
- 平成18年10月3日から12月31日まではじめて納付された人：平成19年2月上旬送付

▼控除証明書に関するお問い合わせ先

控除証明書専用ダイヤル
0570(00)9911

▼受付期間

平成18年11月1日(水)～平成19年3月16日(金)
平日 午前9時～午後5時

▼問い合わせ先

保険課 国民年金係
☎9134

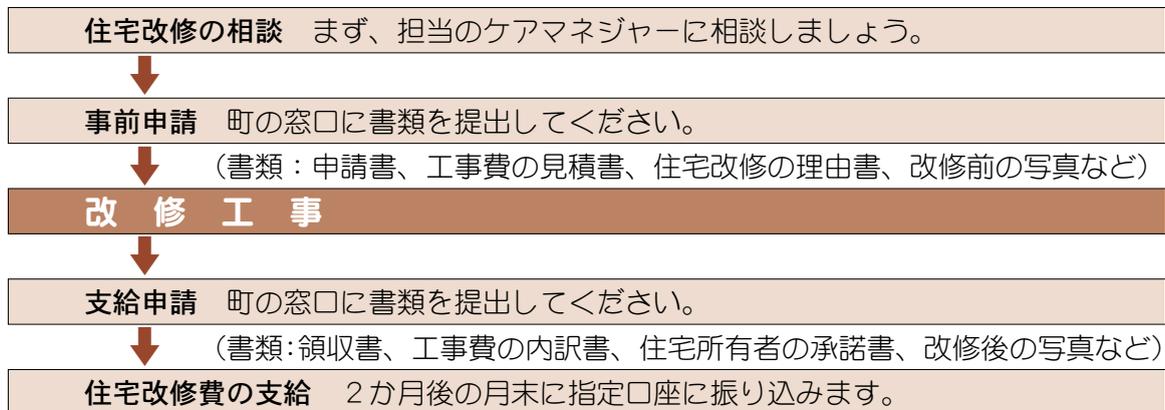


介護保険の住宅改修

介護保険シリーズ第14回

- ・ 上三川町で要介護（要支援）の認定を受けた人が対象です。
- ・ 支給額は対象費用の9割です。ただし、同一の住宅で20万円（支給額18万円）が上限です。
- ・ 手続きの流れ

注意 事前に申請が必要です。町の承認を得ずに改修をした場合、支給することができません。



・ 対象となる工事

- 手すりの取り付け ○段差の解消 ○床材の変更 ○引き戸などへの扉の取り替え
- 洋式便器などへの便器の取り替え ○その他これらの工事に付帯して必要な工事

▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係 ☎9102